

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号

平成28年(ワ)第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社(旧商号:東京電力株式会社)外1名

## 意見陳述書 (被告東京電力の主張の要旨)

平成28年10月13日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



被告東京電力ホールディングス株式会社(旧商号:東京電力株式会社, 以下「被告東京電力」という。)は, 本件訴訟におけるこれまでの主張の要旨を, 以下のとおり, 申し述べる。

## 第1 津波・地震対策

### 1 原子力損害に係る賠償請求に関しては、専ら原賠法が適用され、民法709条は適用されないこと

まず、本件訴訟においては、被告東京電力との関係で民法709条の過失は問題となり得ず、本来、津波・地震対策に係る過失（「第1」）やシビアアクシデント対策に係る過失（「第2」）について審理する必要がないことを予め述べておく。

すなわち、原告らが本件訴訟で求めている損害賠償請求は、本件原発の原子炉の運転等により生じた原子力損害（原賠法2条2項）の賠償請求に当たるところ、このような「原子力損害」の賠償請求に関しては、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条の適用はないと解するのが相当である。

原賠法は、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を定める（同3条）とともに、原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記し（同4条1項、責任集中）、原子力事業者が第三者に対して求償することができる場合を第三者に故意がある場合に限定し（求償制限）、他方で、原子力事業者に対して予め損害賠償措置（原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約）を講ずべき義務を課し（同6条、7条）、損害賠償措置額を超える賠償履行に対しては政府による援助という制度を設けている（同16条）。

仮に、被害者が民法709条に基づく損害賠償を重疊的に請求することができると解するとすれば、責任集中、求償権の行使制限、政府による援助等の原賠法の規定の趣旨が没却されることになり、相当でない。

また、原子力事業者は無過失責任を負う以上、民法709条の適用を認めないと被害者保護に欠けるとの関係はない。

したがって、原子力損害の賠償に関しては、専ら原賠法が適用され、民法上の不法行為に基づく請求は排除されると解するのが相当であり、過去の裁判例

(東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁等)も、同趣旨である。

(以上につき、答弁書の32～34頁、被告東京電力共通準備書面(2))

## 2 津波の予見可能性に関する被告東京電力の基本的主張

### (1) 予見対象について

本件訴訟における予見可能性の対象は、原告らが「本件事故による損害」を主張している以上、あくまでも、原告らが損害の発生原因であると主張する「実際に生じた本件事故の事実経過の基本的部分」を予見できたかどうかという点について判断されるべきである。

これに対して、原告らは、本件事故の実際の経過から離れて、本件事故をもたらした本件津波(最大で約O. P. +15.5メートルの浸水高)あるいはそれと同程度の津波の発生の予見ではなく、「福島第一原発1号機から4号機の敷地高(本件地震前はO. P. +10メートル)に達する津波」(原告ら準備書面10の33～41頁)が予見できれば、本件事故発生の予見可能性は基礎付けられると主張している(なお、O. P. +10メートルの高さに位置する建屋内部への浸水が問題となる以上、原告らの主張する概念は、論理的に浸水高となる。 )。

しかしながら、そもそも仮定的な事象を考慮すべきではない。また、原告らは本件原発の敷地面をどの程度超える津波であれば非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波となるのか、また、非常用電源設備等の安全設備に浸水が生じた場合には、その程度を問わず、本件事故の原因となった全電源喪失に至るのか、という点について何ら具体的に主張・立証をしていない。

予見の対象が結果発生の現実的危険がある事象であることは争いが無いが、例えば、O. P. +10メートルを僅かに超える程度の津波(敷地高がO.

P. +10メートルである以上、浸水深は数センチメートルとなる。)では全交流電源喪失に至ることがないことは明らかであるし、O. P. +10メートルの津波を予見対象とした場合の結果回避措置は浸水深数センチメートルに対応したものに過ぎないから、実際の本件津波による全交流電源喪失を防ぐことができない。

したがって、予見可能性の対象としては、浸水範囲や浸水時間等を含めて本件津波（最大で約O. P. +15.5メートルの浸水高）と実質的に同規模の津波を考えることが相当である。

## (2) 予見可能性を基礎付ける合理的知見・総論

本件事故以前の最新の知見をもってしても、本件津波と実質的に同規模の津波の発生を科学的・合理的に予見することはできない。

このことは、本件事故に至るまで日本海溝沿いの全領域において少なくともマグニチュード9クラスの地震が発生するとは考えられていなかったこと（甲A2・政府事故調最終報告書303頁）、原告らが重要視する「長期評価」を発表した地震本部や中央防災会議のような政府の専門機関においてすら、「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模」、「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった」と本件地震の発生を一様に想定外であったと評価していることから明らかである。

被告東京電力は、本件事故以前において、わが国で定着し、国際的にも評価をされていた土木学会の「津波評価技術」に基づいて津波想定を行い、本件原発の設計を行っていた。また、貞観津波に関する佐竹健治氏の論文などその後の科学的知見についても評価・検討し、必要な見直しを行うとともに検討を行っていたが、わが国未曾有の天災地変であった本件地震（広範囲を震源域とし、かつ、複数の震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震）については、地震に関する専門機関においても想定外のものであり、

かかる地震に起因する大規模津波の発生を予見することはできなかったものである。

### (3) 長期評価及び津波評価技術について

原告らは、極めて多岐にわたる知見を主張するが、津波評価技術公表以前の計算方法は精度が低く、津波評価技術公表後は津波評価技術が最新かつ最良の津波想定 of 計算方法である。

また原告らは、長期評価が公表された時点でこれに津波評価技術を組み合わせれば O. P. + 10メートル以上の津波が予見できた旨主張する。

しかし、長期評価は三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りのどこかでマグニチュード8クラスの「地震」が発生する可能性があるとしたものであり、波源について検討したものではないから、津波の具体的な発生可能性について検討したものではない。

津波評価技術は、①過去の既往地震に基づき波源モデルを設定する、②当該波源モデルについて詳細パラメータスタディを実施して評価地点に最も影響を及ぼし得る設計想定津波を導く、③当該設計想定津波との関係で対象原発がどの程度安全性を有しているかを評価するというもので、また一般に地震とは過去に起きたものが繰り返し発生し、過去に発生しなかった地震は将来も起こらないとする当時の一般的な考え方に基づいていた。

したがって、極めて広範囲のどこかで地震が発生する可能性を検討する長期評価と過去に津波を発生させた地盤の変動（波源モデル）を具体的に突き詰める津波評価技術は、全く考え方が異なるものであり、長期評価に津波評価技術を組み合わせるなどという知見は存在しなかった。

平成20年の被告東京電力の試算も、長期評価と津波評価技術を組み合わせたものではないし、組み合わせたものが合理的な知見であるとしたものもない。

#### (4) 貞観津波について

原告らは、佐竹論文（丙B23）が貞観津波の断層モデル（波源モデル）を明らかにしたものであり、これ（検討された断層モデルのうち、モデル10）を元に被告東京電力が計算した津波高さがO. P. + 8. 6メートルから9. 2メートルとの結果となり、さらに被告東京電力の担当者が「不確実性の考慮（パラメータスタディ）のため、2～3割程度、津波水位が大きくなる可能性あり」と記載していることをもって（甲B11）、O. P. + 11. 18メートルからO. P. + 11. 96メートルになり、敷地が浸水する可能性を認識し得た旨主張する。

しかしながら、佐竹論文で検討した断層モデルは確定したものではないことは佐竹教授自身が認めている。

また、佐竹論文が示すモデル10の仙台平野南端における浸水深（海岸部においては浸水高に等しい。）は3メートルから4メートル程度である（丙B23の84頁）。

にもかかわらず、これよりさらに南側（断層から遠ざかる）となる本件原子力発電所立地における津波高さが仙台平野南端の津波高さ（貞観津波はプレート間地震によって引き起こされたものであり、津波高さと浸水高は大きく変わらない。）より高くなるのは合理的ではない。現に、本件原子力発電所に最も近い富岡町や広野町においては貞観地震による津波堆積物は認められず、波源に近い南相馬市小高区においても遡上高が4メートル程度と推定されており、被告東京電力の試算結果と実際の津波堆積物とは全く整合しない。

以上のとおり、佐竹論文（丙B23）によって全交流電源喪失をもたらし得る津波を予見し得るものではない。

#### (5) 被告東京電力に重過失はないこと

以上のとおり、本件津波と同規模の津波を予見できた知見は存在せず、そのような津波を予見することは不可能であった。

また、本件事故発生以前において、地震・津波の専門家によっても想定されていなかった本件地震・本件津波に起因して本件事故が招来されたことに鑑みれば、そのような事情が、原告らが本件訴訟で請求している精神的損害の賠償額を算定する上で、過失の存在を前提とした過去の裁判例における損害賠償額等を踏まえて策定された中間指針等の精神的損害の賠償額（第3参照）を増額すべき事由に当たると解する余地もない。

## 第2 シビアアクシデント対策

原告らは、設計基準事象を超える外的事象によりSBOに至りうること（「起因事象」）を予見可能性の対象として主張し、それは確率論的安全評価や前兆事象評価等の手法により具体的に特定されると主張する。

しかしながら、過失の有無の前提となる予見可能性は現実に生じた本件事故の経過に則して、その事実経過の基本的部分を予見することができたかどうかという観点から判断されるべきであり、このような「具体的危険」の認識可能性の有無を検討することなく抽象的に予見可能性を論ずることは相当ではない。確率論的安全評価や前兆事象評価等の手法により予見対象が特定されるということもできない。

また、本件津波によって本件事故が発生したことは争いが無いが、実際には発生していない外的事象によりSBOに至りうることを不法行為責任としての予見の対象とすることも無意味である。全交流電源喪失をもたらす津波が発生する危険性を予見できたか否かを検討すれば十分であるが、それは津波対策に関する過失の議論である。

なお、シビアアクシデント対策を講ずるに当たっては、「安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象」としてどのような事象までを考慮して対策を講ずるべきであるかが問題となる。しかし、国によるシビアアクシデント対策指示においてもこの点は明確にされていたものではなく、シビアアクシデントの原因事象のうち外的事象については、確率論的安全評価手法の整備や精度向上に取り組んでいたというのが実情であり、比較的研究の進んだ「地震」についても具体的な評価手法としては確立されておらず、「津波」については評価手法の開発段階にあった。

被告東京電力においては、本件事故発生以前において、安全審査において確保することとされている安全確保策を超えて、シビアアクシデントに対するアクシデントマネジメント対策として各種の対策を講じており、平成4年5月の原子力安全委員会決定及びこれを踏まえた同年7月の通商産業省（当時）からのアクシデントマネジメント要請に基づいて、国の確認も得つつ、代替注水、耐圧強化ベント、電源融通確保等、シビアアクシデント事故時における運転操作手順書の制定、運転員等への定期的な教育の実施及び確率論的安全評価に関する評価手法の精緻化に向けての取り組み等の対策を講じていた。

### 第3 相当因果関係論・損害論について

#### 1 本件訴訟における原告らの損害賠償請求

本件訴訟の原告らの人数は、合計で234名に上る。

訴状によれば、本件訴訟の原告らの本件事故当時の住居地及び区域の別は、

- ①「避難指示等対象区域」28名
- ②「自主的避難等対象区域」177名及び
- ③それ以外の「区域外」29名

に及んでいる（本件事故後に訴えの取下げがあった4名を除く。）。



本件訴訟において、原告らは、原賠法ないしは民法に基づき、①避難又は滞在に伴い生じた費用（移動費用、生活費増加分、除染や放射線防御・対策のための費用等）、②財物損害、③就労不能損害といった個別の客観的損害のほか、④避難又は滞在生活に関する慰謝料として原則月額35万円、⑤地域コミュニティ侵害を理由とする慰謝料として原則一人2000万円の各損害を被ったと主張し、その全部または一部を請求している。

本件事故との相当因果関係の有無及び損害額については、それぞれの原告について、政府等による避難指示等の有無やその内容、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を勘案する必要がある。

## 2 放射線の健康影響に関する科学的知見について

### (1) 年間100ミリシーベルト以下の被ばくについて危険があるとの科学的証明がないこと

原告らは、本件訴訟における精神的損害の賠償に関連する事情として、放射線の健康影響に関する科学的知見についての主張をしている。

この点については、まず、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。

また、低線量の環境で長期間にわたって被ばくした場合には、短時間で被ばくした場合より健康影響は小さいと推定されている（乙D共31（低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書）の4頁）。

## (2) LNTモデルについて

100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという仮説（LNTモデル）に従ってリスクを比較したとしても、「年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ、喫煙（1000～2000ミリシーベルトの被ばくと同等）、肥満（200～500ミリシーベルトの被ばくと同等）、野菜不足や受動喫煙（100～200ミリシーベルトの被ばくと同等）よりも低いレベルとされている（乙D共31の9～10頁）。

なお、ICRPもLNTモデルの根拠となる仮説を明確に実証する生物学的・疫学的知見がすぐに得られそうにないことを強調しており、上記リスク比較は、年間20ミリシーベルトの被ばくでの発がんリスクが科学的に証明されたことを意味しない。

ICRPは、本件事故前後を問わず、緊急時における公衆防護のため最も高い計画的な被ばく線量について、年間20～100ミリシーベルトの範囲で設定することを勧告しており、年間20ミリシーベルトはその勧告値の下限となっている。

そして、本件事故発生直後より、福島県内の住民が放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることができる多数の報道や情報提供等がなされている。

## (3) 実効線量年間1ミリシーベルトという原告主張の基準について

原告らは、ICRP1990年勧告やこれを取り入れた国内法が公衆被ばく線量限度を実効線量<sup>1</sup>年間1ミリシーベルトとしていることを根拠に、生活

---

<sup>1</sup>人体の一部が放射線を受けた時の影響を全身に被ばくしたときの線量に換算した線量をいう。単位はシーベルトである。

圏内に実効線量年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域からの避難によって生じる損害について相当因果関係が認められると主張している（なお、原告らが一部立証している線量は空間線量であり、実効線量とは異なる概念である。）。

しかし、ICRP勧告や国内法においては、公衆被ばく線量限度（年間1ミリシーベルト）があらゆる場面で適用される基準として設けられているものではない。これは、平時における公衆の被ばく量をできる限り低く保つという観点から設けられたものに過ぎず、緊急時における公衆の被ばく量について国内法が上限値を定めていた事実もない。

同種事案の裁判例においても、単に公衆被ばく線量限度を超える放射線被ばくが生じただけで直ちに受忍限度を超える法益侵害が発生したとは認められないとされており（この点、他地裁における同種事案の裁判例を整理した上で、追って準備書面を提出する。）、具体的な法益侵害の有無の判断に際しては、前述した科学的知見のほか、他の諸事情が検討されている。

#### （4）相当因果関係の範囲

したがって、本件事故による精神的損害の基礎にあると原告らが主張する、避難指示等対象区域外の滞在者における低線量被ばくに対する不安については、単に実効線量年間1ミリシーベルトという基準によって評価すべきでないことはもちろん、100ミリシーベルトを超えない被ばくについて危険性があることは科学的に確認されておらず、本件事故後にもかかる科学的知見が一般に情報提供されていることも踏まえて検討される必要がある。

この点については、中間指針追補が、自主的避難等対象区域に住居を有していた者について、本件事故発生直後の時期に、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛についての賠償額を指針として定めて

おり、被告東京電力は、中間指針追補を踏まえ、自主的避難等対象区域に住居を有していた者に対する賠償に加えて、独自に、福島県の県南地域等に住居を有していた方に対しても慰謝料ないし追加的費用を賠償している。

これらの地域の空間線量は何れも年間20ミリシーベルト以下であり、健康影響の危険性があることが科学的に確認されていないが、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等による精神的苦痛を前述した範囲において、賠償の対象としたものである。

上述したとおり裁判例においても、被告東京電力の賠償額を超えた損害は認められないものとしたものが複数存在し、被告東京電力の相当因果関係に関する判断は相当性・合理性を有するものといえる。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面(3)及び(6))

### 3 原賠法に基づく賠償の内容

#### (1) 被告東京電力の中間指針等に基づく賠償対応

本件事故による原賠法に基づく損害賠償請求については、本件事故後に原賠法18条1項に基づき設置された審査会が、原子力損害の範囲の判定等に関する指針を定めており、中間指針等においては、①政府による避難指示等の対象区域に生活の本拠があった避難等対象者と、②その周辺の一定の地域に生活の本拠があった自主的避難等対象者に分けて賠償基準を定められている。

そして、被告東京電力は、公表された中間指針等に基づいて原子力損害の賠償基準を策定し、賠償を実施している。

#### (2) 政府による避難指示等の概要

政府による避難指示等は年間20ミリシーベルト(およそ毎時3.8マイクロシーベルトに相当)を基準とし、平成23年12月の避難区域の見直し

においても、この年間20ミリシーベルトを基準に、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に区分されている<sup>2</sup>。

### (3) 避難等対象者の精神的損害についての賠償指針の相当性・合理性

中間指針等が避難等対象者について定める慰謝料の水準は、基本的に1人当たり月額10万円、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期にわたって帰還不能となりそこでの生活の断念を余儀なくされた精神的損害に対する慰謝料として別途1人当たり700万円を支払うというものであり、かかる水準の合理性については、被告東京電力共通準備書面(1)第4で述べたとおりである。

原告らの大部分が自主的避難等対象者であることに鑑み、ここでは詳細な説明を割愛する。

### (4) 自主的避難等対象者の精神的損害についての賠償指針の相当性・合理性

中間指針追補は、自主的避難等対象者について一定の賠償基準を定めているが、滞在者・避難者を問わず、生活費の増加費用等を含む精神的損害等に対する賠償として、子供及び妊婦については本件事故発生から平成23年12月末までの期間を対象期間として1人当たり40万円を、その他の自主的避難等対象者については本件事故発生当初の時期を対象期間として1人当たり8万円を賠償するとしている。

さらに、中間指針第二次追補は、子供及び妊婦については、平成24年1

---

<sup>2</sup> 避難指示解除準備区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。居住制限区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。帰還困難区域とは、本件事故から5年を経過しても、なお年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。

月1日以降についても放射線量に関する客観的情報，避難指示区域との近接性等を勘案して一定条件の下で賠償を行うこととしている。

このような自主的避難等対象者に係る指針が定められるに当たっては，審査会においては，騒音，振動，悪臭，煙害等の生活妨害を受けたことによる精神的損害の裁判例に関する資料を参考として検討が行われており，後述の低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の状況を踏まえても，被害者保護の観点に立って相当かつ合理的なものとなっている。

被告東京電力は，本件事故発生から平成23年12月末までの期間について，中間指針追補に定められた賠償額のほか，実際に自主的避難を行った妊婦及び子供については，この40万円にさらに20万円を上乗せして1人当たり60万円の賠償を行っている。

また，被告東京電力は，平成24年1月から同年8月31日までの期間について，自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用及び上記8万円を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅費用等の追加的費用として4万円を賠償している。

(以上につき，被告東京電力共通準備書面(1)及び(5))

(5) 福島県の県南地域及び宮城県丸森町における自主的避難者

被告東京電力は，中間指針等の定めはないものの，福島県の県南地域及び宮城県丸森町の一定の地域における18歳以下であった方および妊娠されていた方について，独自に1人当たり20万円の賠償を行い，さらに平成24年1月から同年8月31日までの期間について，自主的避難した方については，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛，生活費の増加費用，並びに避難及び帰宅に要した移動費用として4万円の賠償を行い，滞在を続けた方については放射線被ばくへの恐怖や不安，これにともなう行動の自由の制限等により，正常な日常生活の維持・継続が

相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛，及び生活費が増加した分があればその増加費用として4万円の賠償を行った。

また，これら以外の方について同地域での生活において負担した追加的費用として，4万円を賠償している。

(以上につき，被告東京電力共通準備書面(1))

#### (6) まとめ

本件事故による原告らの精神的損害の賠償に関しては，いかなる範囲の原告に「本件事故と相当因果関係を有する損害」が生じていると評価されるのか，という点が問題であり，この点について，中間指針等は，損害賠償の範囲に関する指針を示している。

また，相当因果関係を有する損害が発生している場合に，その賠償対象としての時間的範囲及びその損害額も問題となるが，この点についても，中間指針等はその考え方を明らかにしている。

したがって，本件訴訟における原告らの請求について，前述のとおり，中間指針等に基づく精神的損害の賠償額及びその損害賠償の範囲は被害者保護の視点を十分に考慮した，十分な合理性・相当性を有するものとなっており，裁判上も十分に尊重されるべき内容のものとなっていることから，かかる賠償額を超える原告らの請求には理由がないというべきである。

以上